いのちと健康ニュース NO. 48

１９９３年　９月１５日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目２番３号
高齢者労働会館５Ｆ　TEL.FAX　052-322-0406
編集発行責任者　中原　東四郎

愛知健康センター

『第３回総会』および『第４回　健康学校』を開催します

10/23 ～24　犬山館にて

愛知健康センターでは、昨年，8/31第２回総会を開催して以降、第２年度の取り組みをすすめてきました。

人間らしく生き働くための労働条件の改善や、労働安全衛生活動の強化、いのちと健康を守る諸活動の啓発に力を入れてきました。

「第３回総会」は、１年間の活動を振り返り総括をし、次年度にむけてさらに運動を前進させるために重要なものです。

加盟構成団体のみなさん！

「第３回　総会」には、ぜひ代表または安全衛生担当者のご参加をお願いいたします。

また、総会の前日に恒例の・・・・・・・・

「第４回　いのちと健康を守る学校」を開催いたしますので、あわせてご参加くださるようご推奨ください。

なお、非加盟団体の協力労働組合・民主団体からの代表参加も歓迎いたしますので事務局までご連絡お申し込みください。

（事務局）

［大阪労連・大阪職対連］

「職場安全衛生活動の手引き」を発刊

＝＝君は元気に働いているか＝＝

本書は、長年労働者のいのちと健康を守る運動を、一貫してまじめに取り組んできた大阪の労働者・労働組合が、職場の活動を進めるための手引きとして自主的につくりあげたものである。

そこには、第一にみずからの体験のなかから引き出した教訓が沢山含まれているが、実際にはもっと多いであろう。

第二に、労働安全衛生法規がかなり多く取り上げられてはいるが、それさえも守られていない職場が多い。実際には、この最低基準を上回る労働条件と職場環境を勝ち取らねばならない。

このように、本書がまともな労働者・労働組合によって信頼され、大いに役立つであろうことを期待してやまない。

（編集協力・元京都府立大教授細川汀氏）

◆　お申し込み、お問い合わせは

～～～～～～～～～～～～～～～～

全大阪労働組合総連合
大阪市北区錦町２－２　国労会館内
ＴＥＬ・０６－３５３－６４２１

大阪労災職業病対策連絡会
大阪市此花区西九条４－８－１７

四六判・292 頁
定価　1.545 円　（送料 380円 ）

第４回　いのちと健康を守る学校

恒例のいのちと健康を守る運動の専門家・相談員の養成をめざす学校です。労働組合・民主団体の取り組みとして参加者の御推奨をお願いします。

日時……１０月２３日（土）午後２時開講
　　１０月２４日（日）１２時３０分終了
会場……「犬山館」（名鉄犬山線「犬山遊園」駅下車、徒歩５分）
参加費……　５０００円（資料代等）当日受付でお受けします。
宿泊費……１００００円（１泊２食）当日受付でお受けします。
定員……７０名
申込み……１０月１６日（土）までに氏名と所属団体名をFAX・TEL で事務局まで御連絡ください。（FAX・TEL 052-322-0406）

～～～

天理大学・健康管理学・近藤雄二氏

1960年から80年の安全衛生運動

第３回労働医学研究所総会記念講演

（ＮＯ．４７からつづく）

労働者、労働組合が安全衛生運動を進めてきた歴史を振り返ってみると、昭和30年代後半や40年代は、高度成長の時期日本のエネルギー源が石炭から石油に変わり、それにともなって地域で公害、職場で労災が多発した時期であり、労災死亡者が最高となり、1963年には三池の炭塵爆発が起こった。

このような社会背景をきっかけに、総評は「抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし」というスローガンを提唱し、1966年には総評安全センターができ「月刊いのち」が発刊され、労災職業病を闘う労働者の拠点になった。

この時期の労働者、労働組合の安全衛生運動は、労基法、安全衛生法の最低基準の確保、法違反の摘発を含めた職場点検のスタイルであった。

職業病闘争では、特定の単一有害要因からもたらされる特異的症状の発現という古典的職業病の認定の法律的枠組み（鉛なら鉛中毒、騒音なら職業性難聴）の見方に終始したことが少なからずあった。

その限りでは有効だったが、昭和30年代から40年代にキーパンチ作業者に出てきた頚肩腕障害などの作業態様性の疾患については、このような図式では職業病がとらえられなくなってきた。

上肢反復作業が、「誰がみても有害因子だ」というようにはとらえられない。

複合要因によって引き起こされる作業態様性の職業性疾患がでてくると、↗

↙ 今までの枠組みでは問題が解明されないし、闘いの成果も上がってこないというふうになってきた。

昭和30年代以降、自動化、機械化、最近ではＭＥ化が進み、職場が変わってきた。

重筋労働が見かけ上なくなり、座って指先だけを動かす、はたから見ると、「仕事やってないじゃないか」という見かけ上の「軽作業」ではあるが、作業者にとってみると、「仕事が終ると腕が上がらない」などの疲れ方をもたらしてきた。

最近の過労や過労死になってくると、働き方だけではなく発症要因に労働者個々人の加齢や肥満、生活習慣などが関与している。

今までの図式では、とらえられなくなってきた多要因性の職業性疾病がでてくると、法に基づいて職場を見ていくだけの今までの枠組みでは予防対策や職場の改善について十分な対応ができない状況となった。

（ 以下、ＮＯ．４９につづく）

（6/1 付「労働医学NewsNO.14」転載）

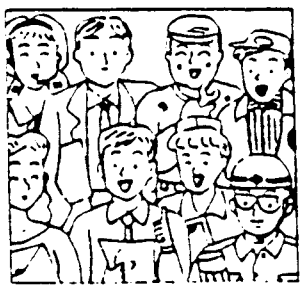

［郵産労］　全国 33ヵ所の労基署に

「新夜勤」体制の是正を申告する

実働１時間半増・拘束２時間無給

8/26、郵産労は郵政省の「新夜勤」制度は労働基準法違反として同労組63支部が全国の33労基署にいっせいに申告しました。

「新夜勤」制度によって、労働時間は延長され、仮眠時間がなくなり、賃金不払いが生じたとして、労働基準監督署に制度是正と賃金の支払いを申し立てたものです。

同制度は労働時間短縮を名目に３月、全国316ヵ所の主要郵便局に導入されました。

午後５時から翌朝９時１５分までの勤務を命じています。これは、従来の午後４時半始業、翌朝８時４分終業の勤務と比べて、実働時間が１時間３０分延長されました。

「新夜勤」制度は、勤務を午後５時から午後１１時、午前１時から午前９時１５分に分割。その間の２時間は拘束時間であるにもかかわらず「勤務開放時間」として無給としました。

さらに、この勤務は、月７～８回にも及びます。

職場の労働者は「２時間の自由時間では仮眠もできない。疲れが抜けない」「毎日頭が重い」と労働者が悲鳴を上げています。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

東京では７月に心不全で過労死でる

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

東京中央郵便局では７月、52才の職員が心不全で過労死しました。　↗

↙　郵産労の追及に、当局も「３月以降事故が増えている」と認めました。

東京・大手町の中央労働基準監督署に申告した、郵産労東京中郵支部の職場では「『次に倒れるのは俺かもしれない』と労働者が真顔で話している。約1500人の中郵の職場で『連合』加盟の組合員や家族も含め、すでに1300人をこえる制度是正を求める署名を集めた。

郵便料金値上げに反対する国民要求と結んで、運動をさらに広げていきたい」と話しています。

（8/27付、「赤旗」報道から転載）

第２７回職業病全国交流集会開催

と　き：9 月25日（土）～　27日（日）
ところ：富士ハイツ
　　静岡県富士市大淵115
　　交通＝新幹線・新富士駅下車
　　駅からマイクロバス送迎あり
参加費：　4.500円
宿泊費：23.000円
　プログラム
特別講座：人間らしく働くために
（淀川勤労者厚生協会社会医学研究所）
　　中田　実　先生
特別講座：権利の基本を学ぼう
　　堤　浩一郎　弁護士
手話通訳の特別分科会を計画しています